

総合評価落札方式自己評価型の試行の対象拡大 及び加算点算出方法の改正について

総合評価落札方式自己評価型とは、入札時点では事業者ご自身で評価していただいた加算点（以下、「自己評価加算点」といいます。）を申告していただき、この自己評価加算点と入札金額に基づいて落札候補者を決定し、落札候補者からのみ技術提案等資料の提出を求めるものです。これによりまして、契約手続き期間の短縮や技術提案に係る事務の軽減を図っております。

平成 30 年度より緑政土木局所管の総合評価落札方式特別簡易型の入札を対象に試行をしてきましたが、平成 31 年度より試行の対象拡大をいたします。

あわせて、技術的要素に関する評価をより正確に反映するため、加算点の算出方法の改正をいたします。

1 自己評価型の試行の対象拡大

○ 試行の主な内容（フローは別紙参照）

	現行（自己評価型以外）	自己評価型
入札	電子入札にて、入札金額、くじ番号を入力し送信	電子入札にて、入札金額、くじ番号、 <u>自己評価加算点</u> を入力し、 <u>自己評価加算点申告表</u> を添付し送信
技術提案等資料	入札参加者全員が入札期間中に窓口へ提出	<u>落札候補者のみ</u> が落札候補者決定後に窓口へ提出
加算点を決定する時期	開札時	落札決定時
加算点の決定方法	入札参加者の技術提案等資料に基づき加算点を決定	落札候補者の技術提案等資料 <u>及び自己評価加算点申告表</u> に基づき、 <u>評価分野ごとに自己評価加算点と市評価加算点とを比較し、いずれか低い得点を合計し</u> 加算点として決定

※ 自己評価型においては、平成 31 年 4 月 1 日から下線部分を追加する改正をします。

○ 対象

総合評価落札方式特別簡易型の入札において下表の局が発注する工事

平成 30 年 4 月 1 日入札公告より	平成 31 年 4 月 1 日入札公告より
緑政土木局	住宅都市局 緑政土木局 上下水道局 交通 局

※ ただし、上下水道局が発注する評価基準等一覧Ⅲ型の工事等一部対象外の工事がありますので、入札公告をご確認ください。

2 自己評価型における加算点算出方法の改正

自己評価型における加算点算出方法を、平成 31 年 4 月 1 日入札公告分より、以下のとおり改正します。

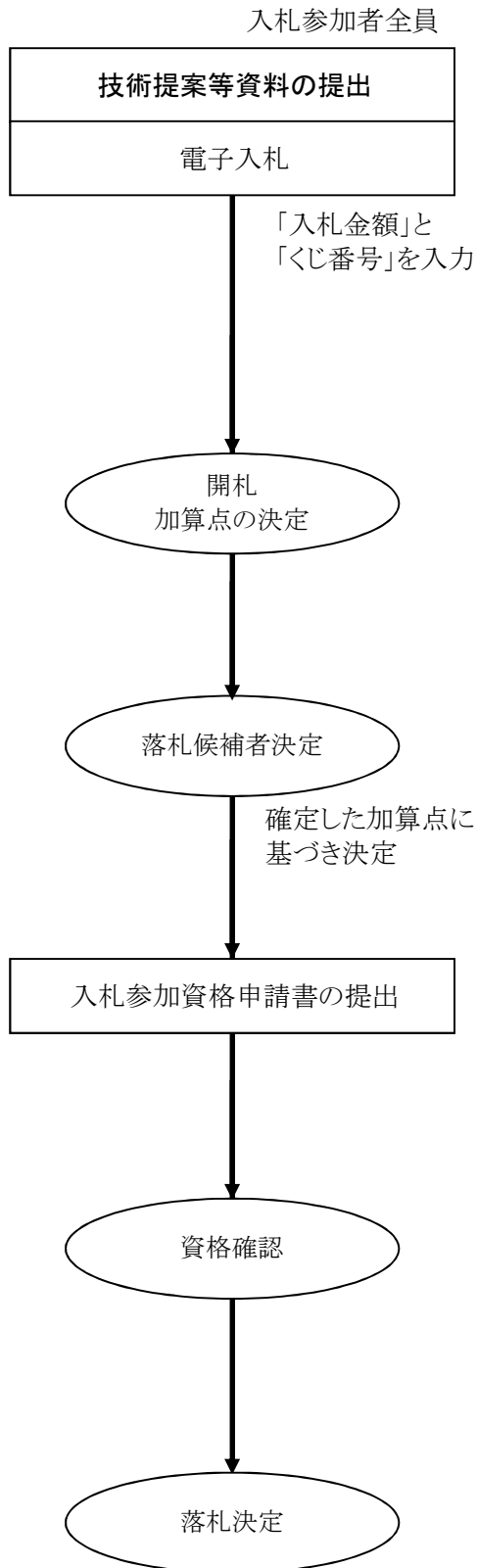
項 目	内 容
自己評価加算点の内訳書の提出	「自己評価加算点申告表」(別添 1 参照)により、新たに自己評価加算点の評価分野ごとの内訳を入札時に提出していただきます。
加算点の算出方法	現行では、自己評価加算点と市評価加算点とをそれぞれの合計点で比較し、いずれか低い得点を加算点としていましたが、改正後は、評価分野ごとに自己評価加算点と市評価加算点とを比較し、いずれか低い得点を合計し加算点とします。(別添 2 参照)

※ 詳細につきましては、各工事案件の「入札公告」、「入札説明書」、「技術提案等資料の作成の手引き」等をご確認ください。

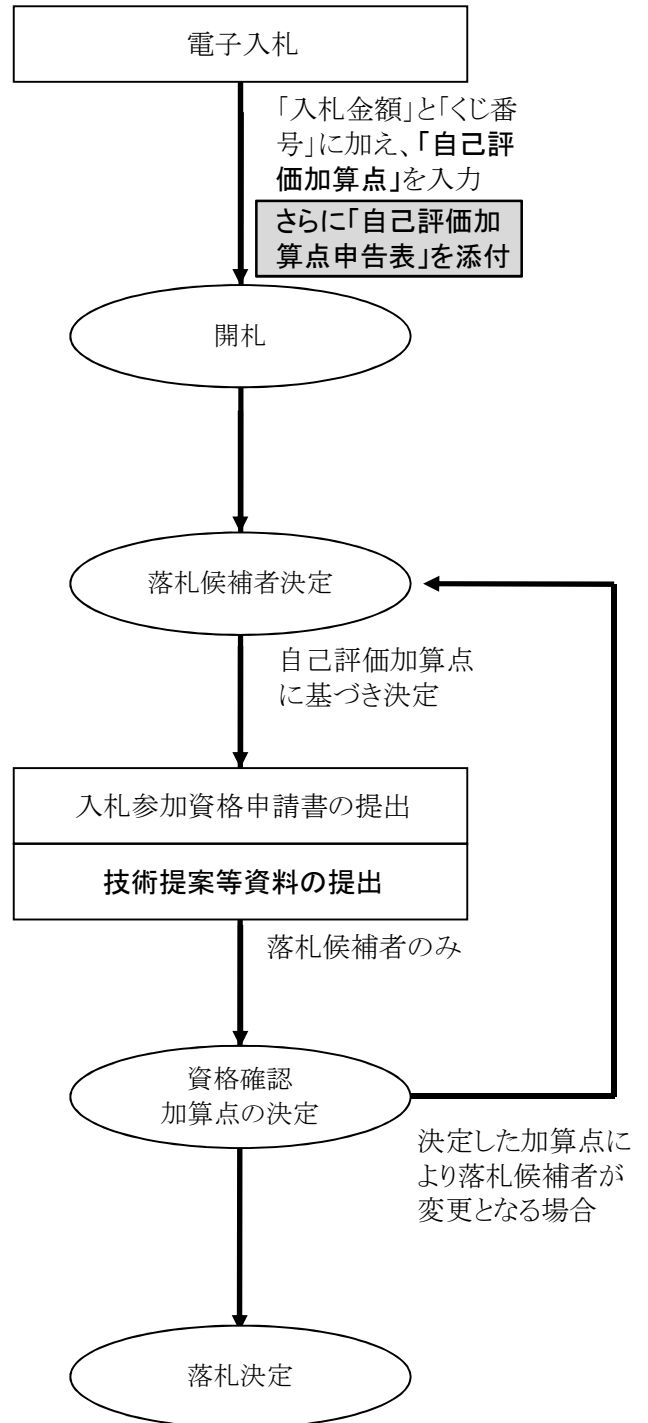
<お問合せ先>

発注局	総合評価落札方式の契約に関すること	総合評価落札方式の評価基準に関すること
住宅都市局	財政局契約部工事契約課	住宅都市局監理指導室 TEL 052-972-2914
緑政土木局	TEL 052-972-3072	緑政土木局技術指導課 TEL 052-972-2814
上下水道局	上下水道局総務部契約監理課 TEL 052-972-3725	上下水道局総務部契約監理課 TEL 052-972-3752
交通局	交通局営業本部企画財務部会計課 TEL 052-972-3844	交通局営業本部企画財務部技術管理課 TEL 052-972-3924

現行(自己評価型以外)



自己評価型



平成31年4月1日からの
改正部分

自己評価加算点申告表

入札参加者

工 事 名

評 価 分 野	自己評価加算点	市評価加算点	加算点
企業の施工実績	／13		
配置予定技術者の施工実績	／6		
地域貢献・地域精通度	／8		
本市施策への貢献	／3		
合 計	／30		

- ※ 入札参加者は、太枠内を記入してください。
- ※ 評価分野ごとの得点を合計した値と合計の値が一致しているか、確認してください。
- ※ 自己評価加算点を電子入札システムへ入力する時は、この自己評価加算点申告表の自己評価加算点の合計と一致するように入力してください。

加算点算出例

評価分野ごとに自己評価加算点と市評価加算点を比較し、いずれか低い得点を合計し、加算点を決定します。

評価分野	自己評価加算点	市評価加算点	加算点
企業の施工実績	8	8	8
配置予定技術者の施工実績	3	3	3
地域貢献・地域精通度	4	6	4
本市施策への貢献	3	2	2
合計	18	19	17

市評価加算点と自己評価加算点の
いずれか低い得点とします。